

## ～税務のチェックポイント Q&A53～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 解散法人の残余財産がないと見込まれることを説明する書類

##### 《内容》

解散した法人が、清算中に終了する各事業年度において期限切れ欠損金額を損金の額に算入する場合には、当該事業年度の確定申告書に残余財産がないと見込まれることを説明する書類を添付することとして規定されていますが、この場合の「残余財産がないと見込まれることを説明する書類」とは具体的にどのような書類を指すのでしょうか。

### 『答』

解散した法人の資産及び負債の状況については、例えば、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の実態貸借対照表によって、その法人が債務超過の状態にあることが説明できると考えられることから、一般的には、この実態貸借対照表は「残余財産がないと見込まれることを説明する書類」に該当するものとして取り扱われます。

#### (解説)

1 解散した法人が、清算中に終了する各事業年度において期限切れ欠損金額（利益積立金のマイナスの部分のうち、青色欠損金以外の金額）を損金の額に算入する場合には、当該事業年度の確定申告書に残余財産がないと見込まれることを説明する書類を添付することとして規定されています（法59③、法規26の6①）が、残余財産がないかどうかの判定は、この措置の適用を受けようとする清算中の各事業年度の終了の時の現況により行うこととされています。（基通12-3-7）。

また、残余財産がないと見込まれることの意義とは、解散した法人が当該事業年度終了の時に債務超過の状態にあるときは、この「残余財産がないと見込まれるとき」に該当することとされています（基通12-3-8）。

したがって、**「残余財産がないと見込まれることを説明する書類」としては、例えば、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の実態貸借対照表(当該法人の有する資産及び負債の価額により作成される貸借対照表をいいます。)**が該当するものと取り扱われています（基通12-3-9）。

2 さらに、破産手続開始の決定による解散の場合には通常残余財産がないと見込まれる場合に該当すると捉えられますので、法的整理でない場合にも、適切に実態貸借対照表を作成した

結果債務超過となっていれば残余財産がないと見込まれる場合に該当すると考えられます。なお、この実態貸借対照表における資産の時価は、清算を前提とすることから、実際に処分される見込みである場合などについては通常の時価ではなく処分価額によることとなります。ただし、当該法人の解散が事業譲渡等を前提としたもので当該法人の資産が継続して他の法人の事業の用に供される見込みであるときには、当該資産が使用収益されるものとして当該事業年度終了の時に譲渡される場合に通常付される価額によります（基通12-3-9（注））。

したがって、裁判所若しくは公的機関が関与する手続、又は、一定の準則に基づき独立した第三者が関与する手続においては、「残余財産がないと見込まれることを説明する書類」は、必ずしも実態貸借対照表による必要はなく、例えば、破産手続開始決定書の写しなど、これらの手続の中で作成された書類によることができるとして解されています。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。  
予めご了承ください。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。